

○木更津市優良建設工事表彰要領

(平成27年2月27日決定)

改正 平成31年 3月18日

(目的)

第1条 この要領は、本市が発注した建設工事（以下「工事」という。）において、特に優良と認められる工事を表彰することにより、施工意欲及び施工品質の向上を図ることを目的とする。

(表彰の基準)

第2条 表彰対象となる工事（以下「優良建設工事」という。）は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 設計金額が130万円を超える工事であること。
- (2) 表彰年度の前年度（以下「表彰対象年度」という。）に完成した工事であること。
- (3) 工事成績評定点が81点以上の工事であること。
- (4) 契約書、設計書、図面ならびに仕様書等に基づき誠実に施工され、その施工技術が他の模範と認められること。

2 前項の規定にかかわらず、優良建設工事の施工者が、次の各号のいずれかに該当する場合には表彰を行わない。

- (1) 表彰対象年度以降に完成した工事において、65点未満の工事成績評定を受けたもの。
- (2) 表彰対象年度以降に、建設業法の監督処分又は木更津市入札参加資格者指名停止措置要領に基づく指名停止等、表彰することが不適当と認められる行為を行ったもの。

(表彰の時期及び方法)

第3条 表彰は、市長が定める日に、表彰状を授与することにより行う。

(表彰の内申)

第4条 総務部長は、第2条に規定する表彰の対象となるものがあるときは、表彰内申書（別記第1号様式）を作成し、市長に提出するものとする。

(委員会)

第5条 市長は、表彰に関する事項について審査するため、木更津市優良建設工事表彰審査委員会（以下「委員会」という。）を置く。

- 2 委員会は、委員長及び委員をもって構成する。
- 3 委員長は、副市長の職にある者をもって充て、会務を総理する。
- 4 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。
- 5 委員は、次の職にある者をもって充てる。

総務部長、財務部長、環境部長、経済部長、都市整備部長、教育部長、総務部次長、財務部

次長、環境部次長、経済部次長、都市整備部次長及び教育部次長
(庶務)

第6条 委員会及び表彰に係る庶務は、管財課において処理する。

(その他)

第7条 平成27年4月1日以降に発注した工事を対象とする。

2 この要領に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要領は、平成27年4月1日から施行する。

附 則 (平成31年3月18日)

この要領は、平成31年4月1日から施行する。

別記 第1号様式（第4条）

優良建設工事表彰内申書

年 月 日

木更津市長

様

内申者 職 氏名

印

木更津市優良建設工事表彰要領に基づき次のとおり内申します。

施 工 業 者 名	
工 事 名 称	
工 事 場 所	
工 期	
契 約 金 額	
工事成績評定点	
工 事 概 要	
表 彰 理 由	
特 記 事 項	